



知っておきたい消費生活のこと

「オトナになる」ってどういうこと？

お金を支払い、商品やサービスを購入して利用する人を「消費者」といいます。

未成年のあいだは契約をするときに法定代理人（両親が一般的）の同意が必要です。

それが**18歳（オトナ）**になると、自分だけでどんな契約でもできるようになります。

様々な場面で保護されてきた未成年者と違い、オトナになると契約は自己責任で、一度結んだ契約は簡単に取り消せません。

そのため悪質業者は、社会経験が少なくだましやすい “オトナになったばかりの若者” を狙います。オトナになったら「**私たちは狙われている**」と警戒することが大切です。



SNS 広告がきっかけのトラブル相談事例

事例1

SNS で見かけた**脱毛エステ**の広告に「お試しキャンペーン」とあったので、無料体験を申し込んだ。ところが体験施術の後、通い放題40万円のコースの説明が始まった。個室で何人ものスタッフに囲まれ、「今日だけ特別価格」「ローンを組めば月々の支払は安い」としつこく勧誘され、断りきれず契約してしまった。

事例2

SNS で**副業**を検索したら、「1日10分で簡単に月100万稼げる」という広告を見つけた。すぐに登録し、ノウハウが書かれた情報商材を3,000円で購入。すると事業者から電話があり「有料のサポートプランに入れば確実に稼げる」と言われ、60万円のサポートプランも契約した。ところが全く稼げず、事業者とも連絡が取れなくなった。

事例3

SNS で見たダイエットサプリメントの広告に「初回限定500円」とあったので注文し、すぐに商品が届いた。ところがその3週間後なぜか同じ商品が届き、5,000円の請求書が入っていた。おかしいと思い販売会社に連絡すると「初回特別価格500円での購入は、6回の**定期購入**が条件。返品も解約もできない」と言われた。定期購入だと知らなかったことを伝えても、「サイト・規約に記載している」と言われ解約できなかった。

トラブルに遭わないために



アリンコちゃん

○SNS やネット上には怪しい広告が多いことを常に頭に入れておく。

○極端に低価格やお得感だけを目立たせたり、「確実に儲かる」などのメリットのみが強調された広告には十分警戒する。

○通信販売の広告には、消費者の不利になることを小さく表示しているものが多い。注文・契約前に隅々までチェックし、解約・返品条件などをしっかり確認する。

○契約を急かされても、その場ですぐに契約しない。

○ネット上で契約する際は、広告画面や**最終確認画面**をスクリーンショットして保存しておく。



こんなトラブル相談もあるよ！

先輩に「簡単に稼げるアルバイトがある」と紹介され、先輩とA社の事務所に行った。そこにはA社の社員がおり「入会金3,000円を支払い、商品（総額30万円）を購入すると会員になることができ、商品を知人に勧めるか、知人を会員にすると報酬が貰える。誰にでもできる仕事であり、簡単に稼げる。中には月に100万円の報酬を得る人もいる」と勧誘された。魅力を感じ、すぐに消費者金融から借金して会員になった。しかし全く商品は売れず、知人も勧誘できず大量の商品と借金だけが残った。また、知人に相談したら『マルチ商法』である事が分かった。

★マルチ商法は、**ネットワークビジネス**とも言われます。

トラブルに遭わないために

- 身近な友人や先輩から誘われても、怪しいと思ったら“ハッキリ断る”
- 「簡単に儲かる」話のほとんどが嘘なので信用しない！
- 契約内容や実態の仕組みが分からない儲け話には絶対に耳を貸さない！
若者の知識・経験不足に付け込まれることもある。
- 安易に手を出さない。魅力を感じても、その場で判断しない。契約する前に家族や信頼できる友人に相談する。
- 消費者金融からの借金を勧めてくる業者には要注意！クレジットカード契約を利用する際には、安易に契約しないようにする。



困ったときは相談しましょう！

迷ったとき、困ったときは遠慮なく相談することが大切です。「**消費生活センター**」は、地方自治体が運営する消費者のための相談業務や情報を提供する機関です。

悪質商法による被害や契約トラブルなどについて、専門の相談員が解決のための手助けや助言をしています。「困ったな」「どうしよう」と思ったときは、一人で悩まず相談しましょう。

西諸県地域消費生活相談窓口（小林市役所市民課内）

● 相談窓口専用電話

☎ **0984-23-1179（直通）又は188（局番なし）**

● 受付時間（土日祝日・年末年始を除く）

9:00～12:00、13:00～16:00

※来所相談を希望される方は、事前の連絡をお願いします。

